



® 平成 29 年 9 月 28 日 (木)
No. 14538 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度

ー第3回ー タイ (上) (1)

☆注目著作権判例紹介 [84] (11)

アセアン諸国の知的財産制度

ー第3回ー タイ (上)

日本大学法学部 (大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

アセアン諸国は、日本からの貿易・投資の拡大が見込まれ、今後とも高い経済成長が予測されている。これに伴い、アセアン諸国の知的財産制度への関心も高まっている。

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、タイの知的財産制度のうち、特許法 (発明特許、小特許、

意匠特許) を中心に解説する。

2. 総論

タイの知的財産法は、特許法、商標法、著作権法を基本としている。実用新案 (小特許) と意匠 (意匠特許) は、特許 (発明特許) とともに特許法に規定されている。

タイでは、1931年に商標法が制定され、1979年に



特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

TOKYO WTC HARAKENZO
40th Anniversary in 2016

会長 弁理士: 原 謙 三
所長 弁理士: 福井 清

副所長 弁理士: 黒田 敏朗
副所長 弁理士: 今野 信二
副所長 弁理士: 藤田けんじろう
副所長 弁理士: 長谷川 和哉
特許部長 弁理士: 村上 尚
大阪法務部長 弁理士: 八谷 晃
東京法務部長 弁理士: 石黒 泰隆
外信専門部長 弁理士: 岡部 雅晴
特別顧問 弁理士: 小池 隆綱
特別顧問 弁理士: 木下 雅晴

弁理士: 山口 充子
弁理士: 松村 一城
弁理士: 野山 孝
弁理士: 木村 佳宏
弁理士: 中尾 守男
弁理士: 須賀 孝
弁理士: 鶴田 健太郎
弁理士: 村橋 麻衣子
弁理士: 西山 泰生

弁理士: 山本 輝
弁理士: 髭 善彰
弁理士: 山崎 由貴
弁理士: 塩川 信和
弁理士: 川人 正典
弁理士: 青野 直樹
弁理士: 山下 広大
弁理士: 大崎 絵美
弁理士: 瀧岡 栄一郎

弁理士: 長尾 誠
弁理士: 鷺見 祥之
弁理士: 竹野 直之
弁理士: 五味多 千明
弁理士: 謝 博超
弁理士: 武田 憲学
弁理士: 芦田 文人
弁理士: 水間 章子
弁理士: 西田 佳子

弁理士: 五位野 修一
弁理士: 樋口 智夫
弁理士: 池田 抄太郎
中国弁理士: 易 永江
中国弁理士: 包 金成
USA弁理士: 岡部 泰隆
OHM弁理士: 八谷 晃典
UK弁理士: 新井 孝政
ドイツ弁理士: ユング アルフ

万那那法務部長: 阿部 麻衣子
中国法務部長: 孫 欧
韓国法務部長: 張 軫 鉉
台湾法務部長: 吉田 良子
タイ法務部長: 鶴田 健太郎
インド法務部長: 瀧岡 栄一郎
インド法務部長: 川人 正典
大韓法務部長: 武田 憲学
東京商標部長: 山崎 由貴

東京本部 〒105-6121 東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル21階
TEL (03)3433-5810(代表) FAX (03)3433-5281(代表) E-Mail: iplaw-tyk@harakenzo.com
大阪本部 〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 大和南森町ビル
TEL (06)6351-4384(代表) FAX (06)6351-5664(代表) E-Mail: iplaw-osk@harakenzo.com
広島事務所 〒730-0032 広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階
TEL (082)545-3680(代表) FAX (082)243-4130(代表) E-Mail: iplaw-hsm@harakenzo.com

当事務所のホームページ <http://www.harakenzo.com> 最新のIP情報を掲載中(随時更新) <総勢約250名>

特許法が制定された。その後、植物品種保護法(2000年)、集積回路配置保護法(2000年)、営業秘密法(2002年)、地理的表示保護法(2003年)などが導入された。なお、著作権法については、19世紀から存在(国立国会図書館の書籍の複製禁止)しているといわれているが、現在の著作権法は1994年に制定されたものである。タイには植民地の時代がないため、欧州や日本の影響が少なく、例えば、タイの特許法においては、欧州特許条約や日本の特許法との共通性のない独自の規定が多い点が特徴である。

タイは、知的財産条約として、1989年にWIPO設立条約に加盟し、1995年にTRIPS協定に加盟し、2008年にパリ条約に加盟した。ベルヌ条約には、一部留保のうえで、1931年に加盟している。

各々の法領域の条約としては、2009年にタイはPCT条約(特許)に加盟した。また、本年(2017年)8月7日、タイがマドプロ(商標)に加盟したため、本年11月7日よりマドプロ国際登録出願においてタイを指定国とすることが可能となる。なお、タイは、ハーグ協定(意匠)には未加盟である。著作権条約については、レコード保護条約、ローマ条約、WCT(著作権に関するWIPO条約)、WPPT(実演及びレコードに関するWIPO条約)には、いずれにも加盟していない。

3. 特許法(発明特許)

タイの特許法は、1999年9月27日に改正法が施行され、現在に至っている。ここでは、この改正法に基づいて、タイの特許制度(発明特許)について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない場合、タイの特許法の条文を示す。)

(1) 保護対象

特許法において、「発明」とは、「新しい製品又は製法、又は既知の製品又は製法の改良」である旨、規定されている(3条)。

(2) 特許要件

①産業上利用可能性

特許を受けるためには、産業上利用できる発明であることが要件とされている(5条(3))。なお、「発明が手工芸、農業及び商業を含む何れかの産業において製造又は使用することがで

きる場合は、産業上利用できるものとみなされる」(8条)として、「産業」について広く規定されている。

②新規性

特許を受けるためには、新規性を有することが要件とされている(5条(1))。

新規性については、「国内公知公用」(6条(1))及び「国内外の刊行物記載」(6条(2))の場合には新規性を有しないことが規定されている。

日本では、「国内外の公知公用」(絶対的新規性)が採用されているのに対して、タイでは、「国内公知公用」が採用されている点に注意が必要である。

③新規性喪失の例外

特許出願日前の12か月の間に、非合法的に取得されて行われた開示、又は発明者が国際博覧会若しくは公的機関の博覧会での展示により行った開示については、新規性を喪失しない(6条・最終項)。

日本では、新規性喪失の例外期間が6か月であるのに対して、タイでは12か月である。また、日本では、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した場合に、新規性喪失の例外が適用されるのに対して、タイでは、国際博覧会若しくは公的機関の博覧会での展示により行った開示に限定されている点で異なっている。

なお、タイ特許法19条において、「政府後援又は公認のタイ国内で開催された博覧会でその発明を展示した者が、その博覧会の開催初日から12月以内に当該発明について特許を出願したときは、その博覧会の開催初日に出願を行ったとみなす」と規定されており、発表日が出願日とみなされている。

④進歩性

特許を受けるためには、進歩性を有することが要件とされている(5条(2))。

進歩性については、「発明が当該技術分野における通常の知識を有する者において自明でない場合は、進歩性を有する」(7条)ことが規定されている。